

第55回宮城県国土利用計画審議会

I 日 時 : 平成23年1月18日(火)午後1時30分から午後2時30分まで

II 場 所 : 宮城県行政庁舎 第2会議室(11階)

III 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 宮城県土地利用基本計画書の変更(案)について
- (2) 宮城県土地利用基本計画図の変更(案)について
- (3) 宮城県国土利用計画審議会の運用の変更(案)について
- (4) その他

4 閉 会

(資料)

- ① 前回の審議会からの経過と今後の予定 (資料1)
- ② 宮城県土地利用基本計画書の変更(素案)に対する意見とその対応 (資料2)
- ③ 宮城県土地利用基本計画書の変更(原案)に対する意見とその対応 (資料3)
- ④ 宮城県土地利用基本計画書(案) (資料4)
- ⑤ 宮城県土地利用基本計画書(案)新旧対照表 (資料5)
- ⑥ 宮城県土地利用基本計画図の変更(案) (資料6)
- ⑦ 変更位置図及び区域図 (別冊)
- ⑧ 宮城県国土利用計画審議会の運用の変更(案) (資料7)
- ⑨ 審議会に関する各種規程 (別紙)
- ⑩ 前回審議会の議事録 (参考)

IV 出席者名簿

1. 委員（15名中11名出席）

氏 名	職 名	出欠
稲 村 肇	東北工業大学教授	出
大 槻 憲四郎	東北大学名誉教授	欠
木 村 美智子	茨城大学准教授	欠
渡 邊 祥 音	J Aみやぎ女性組織協議会会長	出
木 村 敏 男	宮城県森林組合連合会代表理事専務	出
相 澤 きよの	宮城県商工会女性部連合会理事	欠
佐々木 恵 子	特別養護老人ホームうらやす施設長	欠
小 関 富 雄	不動産鑑定士	出
藤 原 範 典	宮城県議会議員	出
細 川 雄 一	宮城県議会議員	出
井 口 経 明	市長会副会長	出
渡 辺 政 己	町村会副会長	出
岩 谷 芳 江	消費生活コンサルタント	出
渡 辺 能 久	宮城県青年会議副会長	出
櫻 井 やえ子	宮城県地域婦人団体連絡協議会本部役員	出

2. 事務局（8名）

氏名	職名	備考
佐藤 廣嗣	企画部長	
上仮屋 尚	企画部次長	
斉藤 敬一	地域振興課長	
浅野 清克	地域振興課副参事兼課長補佐（総括担当）	
山田 隆志	地域振興課課長補佐（計画指導班長）	
中條 保	地域振興課課長補佐	
柳谷 憲治	地域振興課主査	
佐藤 恵	地域振興課主事	

V 会議の概要

1. 午後1時30分、司会の浅野地域振興課副参事兼課長補佐が開会を宣言し、会議が有効に成立する旨の報告を行った。（定足数8名以上出席）
2. 佐藤企画部長のあいさつの後、稲村会長が国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により、議長となって議事に入った。
3. 全ての議事について、斉藤地域振興課長が説明を行った後、審議が行われ、全て案のとおり承認され、審議会を終了した。

VI 会議運営に関する報告・確認事項等

1. 定足数の報告
国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数である過半数（8名）を満たし、有効に成立していることを報告した。
2. 審議の公開・非公開の確認
議事の公開を確認した。
3. 議事録署名委員の指名
審議会運営規程第5条第1項の規定により、「岩谷芳江委員」「渡辺能久委員」の2名を議事録署名委員に指名した。

Ⅶ 議事録（発言要旨）

稲村会長	議題の（１）宮城県土地利用基本計画書の変更（案）について、事務局から説明願う。
斉藤課長	資料１から資料４まで説明
稲村会長	今説明のあった内容について、意見はないか。 (意見なし)
稲村会長	なければ、本案については、案のとおり異議ない旨答申してよろしいか。 (異議なし)
稲村会長	それでは、本案については、異議なしと認め答申することに決定する。なお、答申の文案については、会長一任でよろしいか。 (異議なし)
稲村会長	次に、議題の（２）宮城県土地利用基本計画図の変更（案）について、事務局から説明願う。
斉藤課長	資料６を説明
稲村会長	今説明のあった内容について、意見はないか。
小関委員	資料６の５ページの「要件」欄にアンダーラインが引かれてあるが、これは変更があったということか。
斉藤課長	ポイントを分かりやすくするため、強調する意味でアンダーラインを引いたものである。
稲村会長	他に意見はないか。 (意見なし)
稲村会長	なければ、本案については、案のとおり異議ない旨答申してよろしいか。 (異議なし)

稲村会長	<p>それでは、本案については、異議なしと認め答申することに決定する。なお、答申の文案については、会長一任でよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
稲村会長	<p>次に、議題の(3)宮城県国土利用計画審議会の運用の変更(案)について、事務局から説明願う。</p>
斉藤課長	<p>資料7を説明</p>
稲村会長	<p>資料7別紙の1ページの第9条第10項のところで「あらかじめ」とあるが、どの時点を指しているのか。</p>
斉藤課長	<p>計画を定める事前に、という意味である。</p>
稲村会長	<p>資料7の図に当てはめると、開発行為の完了後、土地利用基本計画図が変更される前ということか。</p>
斉藤課長	<p>そうである。</p>
稲村会長	<p>資料7の別紙に国土交通省通知が記載されているが、通達と通知はどう違うのか。</p>
斉藤課長	<p>地方分権の進展の中、基本的には国と地方は対等であり、上から命じるということではなく、アドバイスのような形で、通知として示されることが多くなっていると思う。</p>
稲村会長	<p>通達はなくなったのか。</p>
佐藤部長	<p>文書の名前としては、通知である。</p>
上仮屋次長	<p>通達は機関委任事務と密接な概念である。地方公共団体が国の機関として事務を行う機関委任事務制度が、地方分権一括法の施行により廃止され、それとともに通達も廃止されたというのが一般的な整理である。</p>
稲村会長	<p>いつから廃止されたのか。</p>
上仮屋次長	<p>平成12年からである。現在は、指導・助言という形で行われている。</p>

稲村会長	<p>他に意見はないか。</p> <p>(意見なし)</p>
稲村会長	<p>なければ、本案については、案のとおり異議ない旨決定してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
稲村会長	<p>それでは、本案については、異議なしと認め当審議会条例第7条の規定により決定する。なお、決定事項の文案については、会長一任でよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
稲村会長	<p>その他事務局及び各委員から何かあるか。</p>
櫻井委員	<p>最近、山林を外国人が買って水資源を求めているという問題があちこちで出てきている。宮城県の場合、水資源にこれまで不安はなかったが、全部外国人が買い占めて何かをしたらどうなるのか。県の問題ではなく、国の問題になると思うが、どのような対応をこれからしていくのか。今話題になっており、一市民として、消費者として不安である。</p>
斉藤課長	<p>県内の状況を御説明すると、過去4年間に、森林地域の土地に関する土地売買の届出の処理件数が、全部で83件ほどあった。しかし、その利用目的のほとんどは資産保有、林業であり、取水を目的とした届出実績はない。また、届出の内容を見る限り、中国資本であるとか、外国の方々が買収したという状況は確認されていない。</p> <p>蔵王町の旅館、竹泉荘を香港資本が買収し、子会社を国内に設立したという事例があるが、これもリゾート地における温泉経営ということであり、取水が目的ではない。</p> <p>北海道や山形県で外国資本の動きがあり、実態調査の実施や何らかの規制を検討するという内容の新聞報道もあったが、国土利用計画法に基づいて行われているのは事後の届出制度であり、土地売買の事前にそれを規制という制度は今のところない状況である。</p> <p>外国人が国内の土地を取得することを規制する法律として外国人土地法があるが、政令がないため、実態として効力がない法律になっている。年明けの新聞報道で、政府で検討し、法律の改正なり制定を目指したいということが報じられていた。</p> <p>このような様々な動きを見ながら、対応を検討していく必要があるものと考えているところである。</p> <p>参考までに、例えば取水施設を設置するということになれば、森林法やその</p>

	他の個別規制法による行為規制もあるので、その中でチェックすることも可能である。
櫻井委員	急に大きな問題になることはないにしても、子や孫の代に苦勞するのでは困る。
稲村会長	行為規制されていても、無許可でやったらどうなるのか。罰則はあるのか。
斉藤課長	各個別規制法の中に罰則がある。
稲村会長	所有者が分からないのでは困るので、所有者の調査については検討願う。
櫻井委員	推測だが、遺産相続で相続税を納めるのに苦慮しているところに、「土地を買ってあげますよ」と言われると、その誘いに乗ってしまう場合もあろうかと思う。そのようにして、次第に外国人による土地取得が進んでいったら大変であると感じる。
渡邊(祥)委員	<p>中国の富裕層がツアーを組んで日本の不動産を買いに来ている状況もあるようなので、何とかして欲しいと感じる人は多いのではないかと。外国人が土地を取得するための規制を強くしていただきたいと思う。</p> <p>先日テレビで放映されていたことだが、山で生活できないので、土地を手放すというようなこともあるようである。山で生活できない要因には様々なことが関係していると思うが、まずはできること、土地取得の規制から強めていって欲しいと思う。</p>
稲村会長	<p>外国人の土地取得の問題について、規制となるとこの審議会の所掌を超えるものと思われるが、実態については当審議会で把握しておくことは必要なので、調査についてはよろしくお願ひしたい。</p> <p>他に何かないか。</p> <p>(なし)</p>
稲村会長	以上で本日の議事を終了する。